

「国産原材料の取扱量増加の取組を行う食品製造事業者等への 各種支援事業について」

農林水産省

農林水産省食品製造課、新事業・食品産業部、食品製造課、原材料調達・品質管理改善室では、令和7年度補正予算「産地連携支援緊急対策事業」にて、

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/syokuhin_gen_zairyou.html#T2-1

「産地と連携した取組を行う計画」を策定し、「国産原材料の取扱量増加の取組を行う」食品製造事業者等に対し、「産地を支援するための種苗の提供や収穫機械の貸与等」のほか、「工場への機械・設備等の導入、新商品開発費（試作品の原材料等）」を支援することとしています。

10月13日より、第4次公募が公開開始されますので、御案内いたします。

令和7年度 補正予算 農林水産省補助事業産地連携支援緊急対策事業

（※HP上での情報公開は10/6（火）10時）

【産地連携支援緊急対策事業の概要】

■応募対象者

- ・ 食品の加工・製造を行っている事業者であること（または、該当する事業者とともに事業を実施しようとする者）

●主な補助要件

- ・ 産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定
- ・ 産地との連携による国産原材料の取扱量10%以上の増加目標の設定
- ・ 食料システム法の掲げる4つの計画認定制度のうち、安定取引関係確立事業活動計画の認定又は認定が見込まれること。

（食料システム法計画認定制度概要はこちら：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>）

- ・ 産地連携フォーラムへの会員登録

（web ページはこちら：<https://agriculture-foodindustry-regionalsourcing.maff.go.jp/project>）

■対象詳細

(1) 産地を支援する取組（以下「取組A」という。）

食品製造事業者等が産地を支援するための以下のア～オ又はこれに類する取組

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導
- オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置

【補助対象経費】

- ・ 種苗等の資材費
- ・ 機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
- ・ 栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
- ・ 生産作業補助のための社員等派遣旅費
- ・ 産地に設置する保管庫のための装置 等

(2) 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組

（以下、「取組B」という。）

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発（試作品の原材料費、調査経費を含む。）、機械導入・製造ラインの変更・増設、食品表示変更に伴う包材資材の更新等

【補助対象経費】

- ・ 機械設備等の導入費
- ・ 製造ラインの変更・増設費
- ・ 食品表示変更に伴う包装資材の更新費
- ・ 専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
- ・ 調査経費（マーケティング調査等）
- ・ 開発段階における原材料費 等

※ 補助率：1/2 以内

※ 上限：2 億円 下限：100 万円 （産地を支援する取組（取組 A）を行う場合は上限 3 億円、また、国産食品原材料取扱量増加に伴う取組（取組 B）の上限は 2 億円）

【公募に関するお問い合わせ先】

産地連携支援緊急対策事業 事務局（株式会社 JTB）

03-5656-1773

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課 食品第 2 班 パン・めん類 係長
尾塚 勇仁

TEL : 03-3502-5747（直通）

E-mail : yuto_ozuka830@maff.go.jp

②補助事業（設備投資・新商品開発等）

持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち

産地連携支援緊急対策事業（事業実施主体：株式会社JTB）

食品製造事業者等が産地と連携する計画（産地連携計画）を策定した場合に、**産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）や**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備の導入等**を支援します。

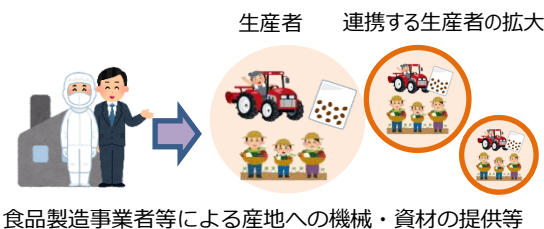
【補助の概要】

公募期間	1次公募：3/26～4/28 2次公募：6/ 1～6/30 3次公募：8/31～9/16 4次公募：10/13～10/30
対象者	食品製造事業者
対象経費	右記のとおり
補助上限	上限：2億円 下限：100万円 （産地を支援する取組を行う場合は上限3億円、また、国産食品原材料取扱量増加に伴う取組の上限は2億円） （補助率：1/2以内）
主な補助要件	①産地連携計画の策定 ②産地との連携による国産原材料の取扱量→10%以上の増加目標設定 ③食料システム法の安定取引関係確立事業活動計画の認定又は認定が見込まれること。 ④産地連携フォーラムへの登録
事業の流れ	国→事業実施主体(株式会社JTB)→食品製造事業者
事業実施期間	交付決定日～事業実施主体が定める期限

産地を支援する取組

・食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～オ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量の食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導
- オ 本事業に係る産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置

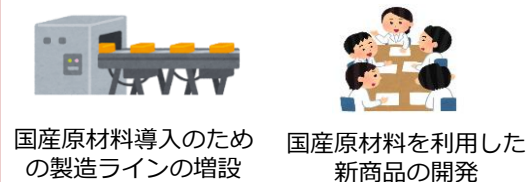


【補助対象経費】

- ・種苗等の資材費
- ・機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
- ・栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
- ・生産作業補助のための社員等派遣旅費
- ・産地に設置する保管庫のための装置 等

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組

・産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造等の取組に係る経費を補助します。



【補助対象経費】

- ・機械設備等の導入費
- ・製造ラインの変更・増設費
- ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費
- ・専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
- ・調査経費（マーケティング調査等）
- ・開発段階における原材料費 等